

休日保育事業をご利用の保護者様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力ください

以下の場合、休日保育を利用できません。

・発熱や風邪の症状がある場合

→上記の症状がある場合は、ご利用できません。また、発熱した場合は解熱後24時間以上経過するまでご利用できません。

・通園している保育園が感染者の発生により臨時休園した場合

→通園している保育園が臨時休園している期間、ご利用できません。

・児童が濃厚接触者になった場合

→感染者と最後に接触した日から起算して原則2週間、ご利用できません。

・休日保育を実施している保育園が臨時休園した場合

→休日保育を実施している保育園が臨時休園している期間、ご利用できません。

新型コロナウイルス感染症対策の徹底にご協力ください。

- ・お子様の送迎時にはマスクを着用いただき、体調不良時には送迎を控えてください。
- ・毎朝の検温等、お子さまの健康状態によりいっそうご留意ください。
- ・同居家族に体調不良の方がいる場合には、できるかぎり利用を控えてください。

【お問い合わせ先】

船橋市役所保育認定課 047-436-2329